

東社協福祉施設経営相談室だより

No.133(全4枚)

平成31年2月28日

働き方改革に関する情報

1 働き方改革に関して

【働き方改革に関する労働基準法及び労働安全衛生法のQ&A】

平成30年12月28日、厚生労働省は、働き方改革関連法による労働基準法及び労働安全衛生法等の改正後の施行に向けた解釈(Q&A)を示した局長通知「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」及び「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法及びじん肺法関係の解釈等について」を発出しました。

この通知では、労働基準法の改正に関して、①フレックスタイム制、②時間外労働の上限規制、③年5日以上の年次有給休暇の確実な取得、④労働条件の明示の方法、⑤過半数代表者、労働安全衛生法等の改正に関して、⑥産業医・産業保健機能の強化、⑦面接指導等の解釈がQ&A形式で示されています。

(働き方改革に関する相談先)

◇東京働き方改革推進支援センター

働き方改革の実行に向けて、特に情報が不足しがちで実行に向けた体制の整備が困難な中小企業・小規模事業者を主な対象に、

- ①「同一労働同一賃金ガイドライン案」等を参考とした企業における非正規雇用労働者の処遇改善
- ②過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けた弾力的な労働時間制度の構築及び生産性向上による賃金引上げに向けた支援
- ③人材の確保・育成を目的とした雇用管理改善などによる人材不足対応に資する技術的な相談などの総合的な支援を実施。

• TEL 0120-662-556

• HP https://www.toukiren.or.jp/kaikaku_tokyo.html

◇同一労働同一賃金に関する専用相談窓（厚労省）

• TEL 03-3595-3316

(参考) 【厚生労働省】働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法の施行について(厚生労働省労働基準局長通知 基発0907第1号/平成30年9月7日) <https://www.mhlw.go.jp/content/000465064.pdf>

★【厚生労働省】「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」（厚生労働省労働基準局長通知 基発1228第15号／平成30年12月28日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000465759.pdf>

★【厚生労働省】働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法及びじん肺法関係の解釈等について（基発1228第16号／平成30年12月28日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000465070.pdf>

【同一労働同一賃金に関するガイドラインの公表】

平成30年12月28日、厚生労働省は、同一法人における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指すため、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」を出しました。

この指針では、正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものではないのか、原則となる考え方と具体例が示されています。

ガイドラインは改正法の施行時期である2020年4月1日に合わせて適用されます。（常時使用する労働者数100人以下の中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日）

なお、同一労働同一賃金ガイドラインの具体化に向けて、今年度、厚生労働省調査研究事業「同一労働同一賃金の実現に向けた導入促進事業」が行われており、福祉業固有の課題について検討を行う「福祉業企画調整委員会」において、30年度末に、同一労働同一賃金ガイドラインの具体化に向けたマニュアルを取りまとめることとしています。

★【厚生労働省 同一労働同一賃金ガイドライン】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>

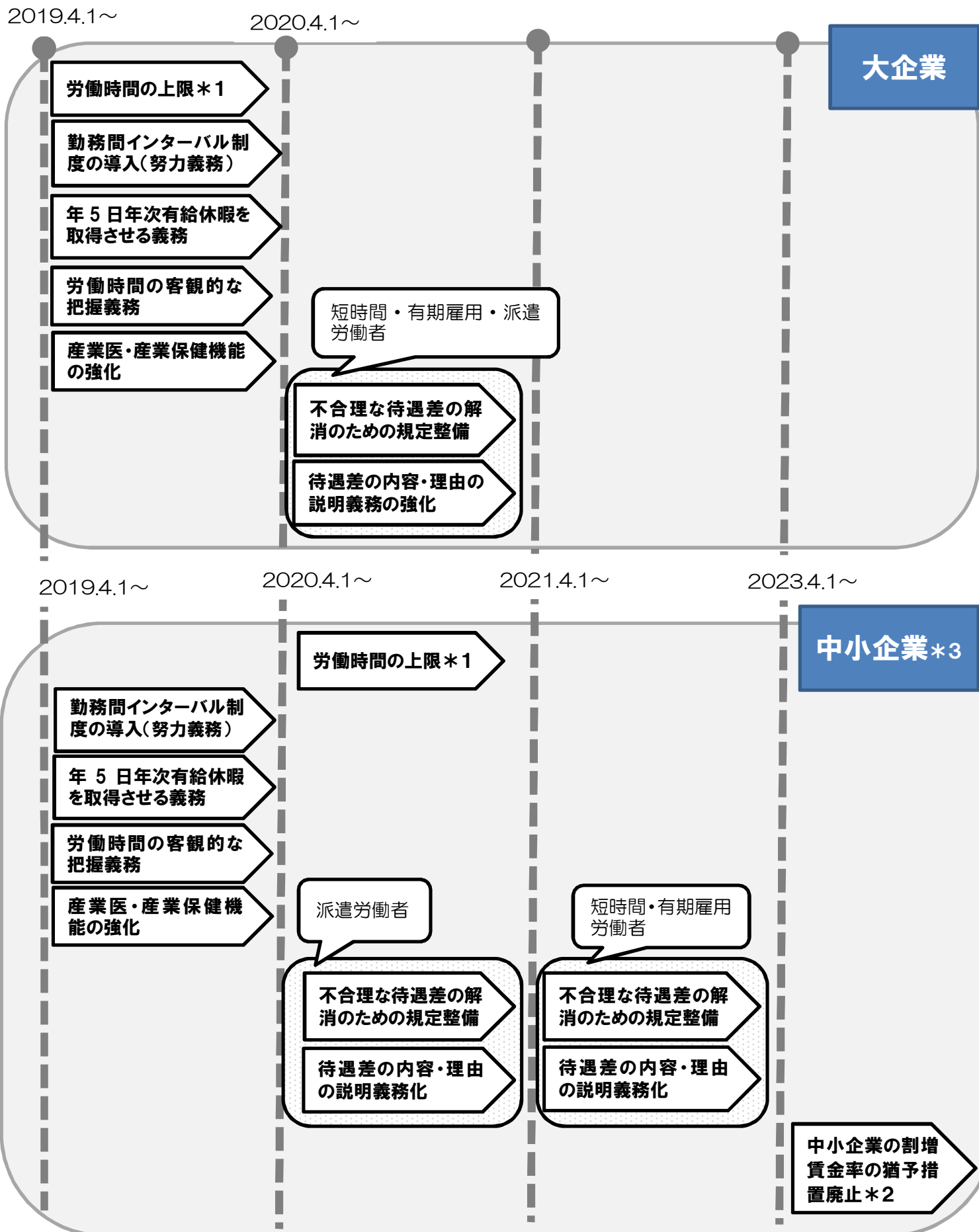
【同一労働同一賃金に関するリーフレットの更新】

平成31年1月29日、上記指針を踏まえ、同一労働同一賃金に関するリーフレット「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」を更新しました。

★【厚生労働省】リーフレット 「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000474490.pdf>

【働き方改革関連法の施行時期】留意すべき改正点の施行時期は、以下のようになっています。



*1 時間外労働の上限、月45時間年360時間を原則。臨時的な特別な事情がある場合にも上限を設定(罰則つき)。

*2 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%)以上について、中小企業への猶予措置を廃止。

*3 常時使用する労働者数100人以下。

その他

2. 「租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書」記載のしかた(冊子)公表 (国税庁)

平成 31 年 1 月 11 日、国税庁は、「租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書」の記載のしかた(冊子)を公表しました。

個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益がある場合には、寄附者の所得税の課税対象とされます。一方で、これらの財産を社会福祉法人を含む公益法人等に寄附した場合に、(1) 公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例(一般特例)、(2) 承認特例対象法人に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例(承認特例)の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられています。

今回公表された冊子では、これらの特例の非課税承認のための申請の手続、承認申請書の記載例等が示されています。なお、租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるには、それに対応した定款を整える必要があります。

★【国税庁】「租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書」の記載のしかた(冊子)
<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/joto-sanrin/7402/01.htm>

東京都社会福祉協議会 経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

月曜～金曜(祝祭日、年末年始休) 9時～17時45分 TEL03-3268-7170

*東社協HPにある指定の相談票にご記入のうえ、k_soudan@tcsw.tvac.or.jp へご相談下さい。